

平成21年11月26日

平成21年第5回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 74 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 75 号	町長及び副町長の給与の特例に関する条例について	5
議案第 76 号	教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について	7
議案第 77 号	宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	9
議案第 78 号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第 79 号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 80 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	20
議案第 81 号	平成21年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について	22
議案第 82 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第 83 号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	25
議案第 84 号	宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第 85 号	指定管理者の指定について	29
議案第 86 号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	30
議案第 87 号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	31
議案第 88 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	32
議案第 89 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	33
議案第 90 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	34
議案第 91 号	平成21年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について	35

議案第 92 号	平成 21 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	36
議案第 93 号	平成 21 年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	37
議案第 94 号	平成 21 年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	38
議案第 95 号	平成 21 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	39
議案第 96 号	平成 21 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	40
議案第 97 号	久喜地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	41
議案第 98 号	埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について	43

議案第74号

専決処分の承認を求めることについて

埼玉県利根広域行政推進協議会廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

埼玉県利根広域行政推進協議会を平成21年10月31日をもって廃止することの協議書が平成21年10月26日に締結されたことに伴い、緊急に関係条例を改正する必要が生じたことから、平成21年10月29日に埼玉県利根広域行政推進協議会廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

埼玉県利根広域行政推進協議会廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
（別紙）

平成21年10月29日

宮代町長 庄 司 博 光

埼玉県利根広域行政推進協議会廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
 (宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例(平成2年宮代町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「

第7条第4号に掲げる者で利根広域行政圏に居住する者	300円(ただし、児童、生徒、乳幼児(以下「児童等」という。))及び当該児童等を同伴する保護者は無料)
第7条第4号に掲げる者で利根広域行政圏外に居住する者	500円(ただし、児童等及び当該児童等を同伴する保護者は無料)

」を

「

第7条第4号に掲げる者	500円(ただし、児童、生徒、乳幼児及び当該児童等を同伴する保護者は無料)
-------------	---------------------------------------

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

(宮代町都市公園条例の一部改正)

第2条 宮代町都市公園条例(平成5年宮代町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3増使用料の表中

「

町外者使用の場合	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町及び杉戸町(以下「3市5町」という。)に住所を有する者並びに春日部市に住所を有する者	増使用料は徴しないものとする。
	利根広域行政圏内(3市5町を除く。)の市町村に住所を有する者	町内に在勤・在学しない者の1時間又は1回当たりの増使用料は基本使用料に1を乗じて得た額とする。

	利根広域行政圏外に住所を有する者	町内に在勤・在学しない者の1時間又は1回当たりの増使用料は基本使用料に2を乗じて得た額とする。
--	------------------	-------------------------------------------------

」を

「

町外者使用の場合	春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町及び杉戸町（以下「近隣市町」という。）に住所を有する者	増使用料は徴しないものとする。
	近隣市町以外の市町村に住所を有する者	町内に在勤・在学しない者の1時間又は1回当たりの増使用料は基本使用料に2を乗じて得た額とする。

」

に改め、同表備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例及び宮代町都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第75号

町長及び副町長の給与の特例に関する条例について
町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

町長及び副町長の給与を減額するため、町長及び副町長の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与の特例に関する条例

(給料の額の特例)

第1条 町長及び副町長の給料月額は、町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）第3条の規定にかかわらず、町長にあつては同条第1号に定める給料月額からその100分の20に相当する額を減じた額、副町長にあつては同条第2号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例第6条第2項に定める「町長等が受けるべき給料月額」とは、前条に定める給料の額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年10月16日限り、その効力を失う。

議案第76号

教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について
教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

教育委員会教育長の給与を減額するため、教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与の特例に関する条例

(給料の額の特例)

第1条 教育長の給料月額、教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項に定める「教育長が受けるべき給料月額」とは、前条に定める給料の額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年10月16日限り、その効力を失う。

議案第77号

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、町職員の給与改定を行うため、宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他町規則で定める職員を除く。）に支給する。

第9条の3第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

第17条第2項中「100分の160」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の160」とあるのは「100分の85」を「100分の135」とあるのは「100分の75」に改める。

第18条の3第2項第1号中「100分の75」を「100分の65」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級
再任用以外の 職員	1	138,000	185,800	214,600	252,200	290,600
	2	139,600	187,600	216,700	254,400	293,200
	3	141,200	189,400	218,800	256,600	295,800
	4	142,800	191,200	220,900	258,800	298,400
	5	144,500	192,800	222,900	261,100	301,000
	6	146,200	194,600	225,000	263,400	303,600
	7	147,900	196,400	227,100	265,700	306,200
	8	149,600	198,200	229,200	268,000	308,800
	9	151,200	200,000	231,300	270,200	311,500
	10	152,900	201,800	233,500	272,600	314,200
	11	154,600	203,600	235,700	275,000	316,900
	12	156,300	205,400	237,900	277,400	319,600
	13	158,000	207,300	239,900	279,700	322,200
	14	159,700	209,100	242,100	282,100	324,900

	15	161,400	210,900	244,300	284,500	327,600
	16	163,100	212,700	246,500	286,900	330,300
	17	164,900	214,600	248,500	289,200	333,100
	18	166,600	216,400	250,700	291,600	335,900
	19	168,300	218,200	252,900	294,000	338,700
	20	170,000	220,000	255,100	296,400	341,500
	21	171,800	221,900	257,100	298,600	344,100
	22	173,600	223,700	259,300	301,000	346,900
	23	175,400	225,500	261,500	303,400	349,700
	24	177,200	227,300	263,700	305,800	352,500
	25	178,800	229,100	265,700	308,100	355,100
	26	180,600	230,900	267,900	310,500	357,900
	27	182,400	232,700	270,100	312,900	360,700
	28	184,200	234,500	272,300	315,300	363,500
	29	185,800	236,300	274,300	317,600	366,200
	30	187,600	238,100	276,500	320,000	368,900
	31	189,400	239,900	278,700	322,400	371,600
	32	191,200	241,700	280,900	324,800	374,300
	33	192,800	243,400	282,900	327,000	377,100
	34	194,600	245,200	285,100	329,400	379,700
	35	196,400	247,000	287,300	331,800	382,300
	36	198,200	248,800	289,500	334,200	384,900
	37	199,800	250,500	291,500	336,400	387,500
	38	201,600	252,300	293,600	338,700	390,000
	39	203,400	254,100	295,700	341,000	392,500
	40	205,200	255,900	297,800	343,300	395,000
	41	206,800	257,600	299,800	345,400	397,300
	42	208,600	259,400	301,900	347,600	399,600
	43	210,400	261,200	304,000	349,800	401,900
	44	212,200	263,000	306,100	352,000	404,200
	45	213,900	264,700	308,000	354,000	406,300
	46	215,700	266,500	310,000	356,100	408,400
	47	217,500	268,300	312,000	358,200	410,500
	48	219,300	270,100	314,000	360,300	412,600
	49	221,000	271,800	316,100	362,300	414,700
	50	222,800	273,600	318,100	364,200	416,600
	51	224,600	275,400	320,100	366,100	418,500
	52	226,400	277,200	322,100	368,000	420,400
	53	228,000	278,800	323,900	370,000	422,300
	54	229,600	280,500	325,800	371,800	424,000
	55	231,200	282,200	327,700	373,600	425,700
	56	232,800	283,900	329,600	375,400	427,400
	57	234,500	285,600	331,400	377,200	429,200
	58	236,200	287,200	333,200	378,900	430,700
	59	237,900	288,800	335,000	380,600	432,200
	60	239,600	290,400	336,800	382,300	433,700

61	241,200	292,100	338,500	383,800	435,300
62	242,900	293,700	340,200	385,300	436,700
63	244,600	295,300	341,900	386,800	438,100
64	246,300	296,900	343,600	388,300	439,500
65	247,800	298,300	345,200	389,800	440,700
66	249,400	299,800	346,800	391,200	441,900
67	251,000	301,300	348,400	392,600	443,100
68	252,600	302,800	350,000	394,000	444,300
69	254,100	304,300	351,400	395,300	445,300
70	255,700	305,700	352,900	396,500	446,300
71	257,300	307,100	354,400	397,700	447,300
72	258,900	308,500	355,900	398,900	448,300
73	260,400	309,900	357,200	400,200	449,300
74	262,000	311,300	358,500	401,300	450,200
75	263,600	312,700	359,800	402,400	451,100
76	265,200	314,100	361,100	403,500	452,000
77	266,600	315,300	362,300	404,600	452,700
78	268,100	316,600	363,500	405,600	453,400
79	269,600	317,900	364,700	406,600	454,100
80	271,100	319,200	365,900	407,600	454,800
81	272,500	320,300	367,000	408,400	455,600
82	273,900	321,400	368,000	409,300	456,200
83	275,300	322,500	369,000	410,200	456,800
84	276,700	323,600	370,000	411,100	457,400
85	277,900	324,800	371,100	411,900	458,100
86	279,200	325,800	372,000	412,700	458,700
87	280,500	326,800	372,900	413,500	459,300
88	281,800	327,800	373,800	414,300	459,900
89	282,900	328,900	374,800	414,900	460,600
90	284,000	329,800	375,600	415,600	461,200
91	285,100	330,700	376,400	416,300	461,800
92	286,200	331,600	377,200	417,000	462,400
93	287,100	332,500	378,000	417,600	463,000
94	288,000	333,300	378,700	418,200	463,600
95	288,900	334,100	379,400	418,800	464,200
96	289,800	334,900	380,100	419,400	464,800
97	290,600	335,600	380,700	420,000	465,200
98	291,300	336,300	381,300	420,600	465,800
99	292,000	337,000	381,900	421,200	466,400
100	292,700	337,700	382,500	421,800	467,000
101	293,500	338,200	383,100	422,200	467,400
102	294,100	338,800	383,600	422,800	467,900
103	294,700	339,400	384,100	423,400	468,400
104	295,300	340,000	384,600	424,000	468,900
105	295,800	340,400	385,200	424,400	469,500
106	296,200	340,800	385,700	425,000	470,000
107	296,600	341,200	386,200	425,600	470,500

	108	297,000	341,600	386,700	426,200	471,000
	109	297,500	342,100	387,200	426,600	471,500
	110	297,900	342,500	387,700	427,100	472,000
	111	298,300	342,900	388,200	427,600	472,500
	112	298,700	343,300	388,700	428,100	473,000
	113	298,900	343,700	389,000	428,600	473,500
	114	299,200	344,100	389,500	429,100	
	115	299,500	344,500	390,000	429,600	
	116	299,800	344,900	390,500	430,100	
	117	300,100	345,200	390,800	430,600	
	118	300,400	345,600	391,200	431,100	
	119	300,700	346,000	391,600	431,600	
	120	301,000	346,400	392,000	432,100	
	121	301,200	346,600	392,400	432,400	
	122	301,500	346,900	392,800	432,900	
	123	301,800	347,200	393,200	433,400	
	124	302,100	347,500	393,600	433,900	
	125	302,200	347,900	393,900	434,200	
	126	302,400	348,200	394,300	434,700	
	127	302,600	348,500	394,700	435,200	
	128	302,800	348,800	395,100	435,700	
	129	303,100	349,200	395,300	436,000	
	130		349,500	395,700		
	131		349,800	396,100		
	132		350,100	396,500		
	133		350,400	396,700		
	134		350,700	397,000		
	135		351,000	397,300		
	136		351,300	397,600		
	137		351,500	397,900		
	138		351,800			
	139		352,100			
	140		352,400			
	141		352,500			
	142		352,800			
	143		353,100			
	144		353,400			
	145		353,500			
再任用職員		214,200	258,600	278,900	294,500	320,600

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の135」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」を「100分の125」とあるのは「100分の65」に、「100分の135」とあるのは「100分の75」を

「100分の150」とあるのは「100分の85」に改める。

第18条の3第2項第1号中「100分の65」を「100分の70」に改める。

第3条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「受けていた給料月額」の次に「(宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮代町条例第 号。）の施行の日において職員（減額改定対象外職員（附則別表第3の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が附則別表第3の号給欄に掲げる号給であるものをいう）を除く。）である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」を加える。

附則に次の1表を加える。

附則別表第3（附則第7条関係）

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から53号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで

第4条 宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年宮代町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の3を次のように改める。

（住居手当）

第4条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員に支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例第17条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第19条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成21年6月1日において第3条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例（平成18年宮代町条例第14号）附則第7条第1項に規定する減額改定対象外職員（以下「減額改定対象外職員」という。）であった者及び町規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して町規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（新たに職員となった日において減額改定対象外職員であった者で施行日の前日までの間に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては、当該職員となった日）とし、同年4月1日において減額改定対象外職員であった者で施行日の前日までの間に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日とする。ただし、これらの日が2以上あるときは、これらの日のうち町規則で定める日とする。）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の町規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して町規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
（町規則への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第78号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の195」に、「100分の235」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

議案第79号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給月数の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の195」に、「100分の235」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

議案第80号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、教育長の期末手当の支給月数の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の195」に、「100分の235」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

議案第81号

平成21年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について
平成21年度宮代町一般補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

起 案 理 由

新型インフルエンザ予防対策の実施に伴い、平成21年度宮代町一般会計予算に2,591万9,000円を増額し、総額を90億5,894万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 82 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 11 月 26 日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

町所有集会所を地区・自治会へ移管するために、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年宮代町条例第5号）の
一部を次のように改正する。

第3条第4号の次に次の1号を加える。

（5）町が所有する集会所の用途を廃止した場合において、その普通財産となった
集会所を次に掲げる団体等に譲渡するとき。

ア 集会所が含まれる区域の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）

第260条の2第1項に規定する認可地縁団体又は区域で組織された住民自
治組織をいう。）

イ アに掲げる自治会及びそこに隣接する自治会の複数連合とする組織

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

議案第 83 号

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について
宮代町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 11 月 26 日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険料等の延滞金の軽減措置に準じ、町介護保険料の延滞金の軽減措置を行うため宮代町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険条例（平成12年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「1月」を「3月」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の宮代町介護保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

議案第84号

宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険料等の延滞金の軽減措置に準じ、町後期高齢者医療保険料の延滞金の軽減措置を行うため宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宮代町後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮代町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1月」を「3月」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の宮代町後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

議案第85号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 いきがい活動センター

施設の所在地 宮代町字山崎3番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団体の名称 社団法人宮代町シルバー人材センター

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎3番地

3 指定の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

いきがい活動センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第86号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台2丁目14番11号
- 2 氏 名 浅野 寿美
- 3 生年月日 昭和22年5月20日
平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現公平委員会委員である浅野寿美氏を引き続き委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第87号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸1丁目9番1号
- 2 氏 名 折 原 正 司
- 3 生年月日 昭和15年7月30日
平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

折原正司氏を新たに公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 88 号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町川端 2 丁目 9 番 8 号
- 2 氏 名 信 原 幸 男
- 3 生年月日 昭和 14 年 1 月 14 日
平成 21 年 11 月 26 日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現固定資産評価審査委員会委員である信原幸男氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第89号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町百間4丁目5番25号
- 2 氏 名 中 村 雅 昭
- 3 生年月日 昭和12年7月30日
平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

中村雅昭氏を新たに教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第90号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸5丁目2番12号
- 2 氏 名 岡野義男
- 3 生年月日 昭和22年6月28日
平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

岡野義男氏を新たに人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第91号

平成21年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について
平成21年度宮代町一般補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

起 案 理 由

人事院勧告に基づく給与改定による人件費の減額及び各事務事業における実績に基づく増減に伴い、平成21年度宮代町一般会計予算から6,399万9,000円を減額し、総額を89億9,494万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第92号

平成21年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
平成21年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

起 案 理 由

人事院勧告に基づく給与改定による人件費の減額に伴い、平成21年度宮代町国民健康保険特別会計予算から135万5,000円を減額し、総額を36億2,213万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第93号

平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

起 案 理 由

人事院勧告に基づく給与改定による人件費の減額及び雨水排水路整備工事の追加等に伴い、平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に370万9,000円を増額し、総額を14億7,666万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第94号

平成21年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
平成21年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

起 案 理 由

人事院勧告に基づく給与改定による人件費の減額に伴い、平成21年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算から14万5,000円を減額し、総額を4,731万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第95号

平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

起 案 理 由

人事院勧告に基づく給与改定による人件費の減額及び補助金、介護保険給付費の増加に伴い、平成21年度宮代町介護保険特別会計予算に4,684万2,000円を増額し、総額を17億9,668万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第96号

平成21年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について
平成21年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

起 案 理 由

人事院勧告に基づく給与改定による人件費の減額に伴い、平成21年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を105万5,000円減額し、総額を6億1,941万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第97号

久喜地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第13条第1項の規定により、平成22年3月23日から久喜地区消防組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、久喜地区消防組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

起 案 理 由

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町が合併し久喜市となることにより、久喜地区消防組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、久喜地区消防組合規約を変更することについて協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第13条第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

久喜地区消防組合同規約の一部を変更する規約

久喜地区消防組合同規約（昭和51年県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第2条中「次の市町」を「久喜市及び宮代町」に改め、「久喜市 鷲宮町 菖蒲町 栗橋町 宮代町」を削る。

第4条中「大字」を削る。

第5条第1項中「18人」を「12人」に、「久喜市 6人」を「久喜市 9人」に改め、

「鷲宮町 3人

菖蒲町 3人 を削る。

栗橋町 3人」

第9条第1項中「4人」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 管理者は久喜市長、副管理者は宮代町長をもって充てる。

第9条第3項を削る。

第11条第2項中「あらかじめ管理者が定めた順序により」を削る。

第14条第2項第1号中「20パーセント」を「3パーセント」に改め、同項第2号中「80パーセント」を「97パーセント」に改める。

附 則

1 この規約は、平成22年3月23日から施行する。

2 変更後の第14条第2項の規定は、平成22年4月1日以降の負担金から適用し、同日前の負担金については、なお従前の例による。

議案第98号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成21年11月26日提出

宮代町長 庄 司 博 光

起 案 理 由

加須市が埼玉縣市町村総合事務組合規約第4条第3号に掲げる事務を共同処理するため、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

埼玉縣市町村総合事務組合理約の一部を改更する規約

埼玉縣市町村総合事務組合理約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように改更する。

別表第2第4条第3号に掲げる事務の項中「朝霞市」を「朝霞市 加須市」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。